

富里市地域公共交通会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富里市地域公共交通会議設置規約（令和3年4月27日制定。以下「規約」という。）第9条第4項の規定に基づき、富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の範囲)

第2条 何人も、会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第3条 交通会議は、会場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴人の決定)

第4条 傍聴しようとする者の数が傍聴定員を超えた場合は、先着順により、傍聴人を決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選により決定することができる。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において住所及び氏名を富里市地域公共交通会議傍聴人名簿（別記様式）に自署しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器や棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たれ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。

- (2) 談論、放歌、高笑、その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は、録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、会議の傍聴にあたっては、交通会議の事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 会長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

年 月 日

富里市地域公共交通会議傍聴人名簿

NO	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		